

公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について

平成 18 年 6 月 12 日
国官技第 47 号
国官総第 130 号
国営計第 37 号
国総事第 20 号

大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長
総合政策局事業総括調整官

から

港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計課長
各地方整備局企画部長
各地方整備局港湾空港部長
各地方整備局営繕部長
北海道開発局事業振興部長
北海道開発局港湾空港部長
北海道開発局営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各航空局次長
各航空交通管制部次長
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学総務部長
航空保安大学校長
鉄道局施設課環境対策室長
気象庁総務部経理管理官
各都道府県担当部長
各政令指定市担当局長
各関係特殊法人等担当理事
各関係建設業団体等の担当部長

注 1)

あて

注 2)

建設産業は、我が国の資源利用量の約3割を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の約2割を建設廃棄物として処分している。また、今後、住宅・社会資本の更新に伴い建設副産物の排出量が増大し、資源循環に占める建設産業の比率がより高くなることが予測される。このような状況から、我が国において環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するため、設計・施工段階における建設副産物の発生抑制を図るとともに、当面、建設副産物の再生利用の促進について公共建設工事が先導的役割を果たすことが望まれており、再生資源の利用および建設副産物の再資源化施設等への搬出の推進に取り組む必要がある。また、これにより再資源化施設の立地促進が図られ、中長期的に経済性も向上するものと考えられる。

※1

公共建設工事における再生資源の利用および再資源化施設の活用については、これまで「再生資源の利用の促進について」（技術審議官または港湾局建設課長、航空局飛行場部建設課長通達）および「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号）に基づき実施することとしてきたところであるが、今後の運用方針として「リサイクル原則化ルール」を定めたので、貴職におかれでは、本ルールに基づき、建設リサイクルの推進を図られたい。

なお、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号）は廃止する。ただし、「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」（平成14年5月30日国官技第44号、国官総第127号）および「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（營繕）について」（平成14年5月30日国営計第28号）は引き続き有効とする。

公共建設工事における再生資源の利用および再資源化施設の活用については、これまで「再生資源の利用の促進について」（技術審議官または港湾局建設課長、航空局飛行場部建設課長通達）および「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号）に基づき実施することとしてきたところであるが、今後の運用方針として「リサイクル原則化ルール」を定めたので、参考までに送付する。

※2

また、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号）は廃止する。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市町村（指定市を除く）に対しても、この旨を周知徹底されるようお願いする。

〔編注〕

注1) あてには、※1の文章を追加する。

注2) あてには、※2の文章を追加する。

リサイクル原則化ルール

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

(1)建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材(伐木・除根材を含む)の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下の および の条件を共に満たす場合には、再資源化に代えて縮減(焼却)を行った上で最終処分することができる。

工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合

縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として以下の ~ のいずれかの方法をとる。

建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する(搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る)

他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する

製品化させる(建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる)ため、再資源化施設に搬出する

ただし、**、**において工事現場から 50 km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合、**において再資源化施設を経由した他の建設工事現場までの運搬距離の合計が 50 km を越える場合、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。**なお、**、**においては、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

4) 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として、50 km の範囲内の他の建設工事現場へ搬出する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。また、他の建設工事との受入時期および土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資源の利用

1) 再生骨材等の利用

工事現場から 40 km の範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材等を利用する。

2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から 40 km および運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

3) 建設発生土および建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50 km の範囲内に建設発生土または建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場または当該工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用する。なお、各地方建設副産物対策連絡協議会等で調整済みの場合はその調整結果を優先することとする。